

弁護士と外国法事務弁護士等との提携・協働の推進に関する論点項目（案）

平成 14 年 5 月 17 日
司法制度改革推進本部事務局

第 1 特定共同事業について

- 1 弁護士と外国法事務弁護士（以下「外弁」という。）との提携・協働の推進の必要性
 - 社会・経済活動の国際化、グローバル化の進展
 - 渉外的法律サービスの需要増加
 - 渉外的法律サービスの供給強化
- 2 現行制度の問題点
 - 特定共同事業の目的の制限に関連する問題点
 - 弁護士と外弁が 1 つの事務所を共同経営することが出来ないことに起因する問題点
 - その他（現行特定共同事業制度の使い勝手の悪さ等）
- 3 上記問題点解消のための具体的方策
 - (1) 特定共同事業制度の要件緩和策
 - 弁護士についての職務経験要件の緩和
 - 目的の制限の各要件の緩和又は撤廃
 - その他
 - (2) 共同事業の自由化
- 4 要件緩和等についての検討
 - (1) 資格法制上の考察
 - 共同事業の規制根拠について
 - 特定共同事業制度における目的の制限について
 - 弁護士と外弁との間における収益の分配について
 - 外弁による日本法の取扱いまたは日本法に関する法律事務への不当な関与のおそれについて
 - (2) 要件緩和等に伴う問題点・弊害
 - 弁護士の独立性への影響

- 弁護士法人と外弁の共同事業について
- 弁護士と外弁との共同事務所の在り方（事務所名称その他）について
- 指導・監督の強化の要否
- その他

(3) 外弁による弁護士の雇用禁止との関係について

- 雇用禁止の規制根拠について
- 雇用禁止（現行）の問題点
- 雇用禁止の規制緩和の在り方との関係について
 - ・ 規制の在り方
 - ・ 規制緩和の要否ないし方向性

(4) 弁護士と外国弁護士との提携・協働について

第 2 その他